

本入札案件に関する暫定措置について

本学が利用しておりますリバースオークションシステム（見積@Dee）は、10月21日に実施されたPHP脆弱性への対応の影響により、現在システムを利用できない状況となっており、復旧のめどが立っておりません。

このため、システムが復旧するまでの間、「リバースオークション入札の注意事項」に定める手順の一部を、暫定的に以下のとおり変更いたしますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、システムが復旧した場合は通常の手順に戻します。その際は、契約担当者より別途ご連絡いたします。

<変更箇所>

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加資格を有する者とします。なお、システム障害に伴う暫定措置として、「1.1 利用システム」に定める見積@Deeの利用者登録（ID等の取得）は不要とします。

1.3 リバースオークション参加手順

1.3.1【1回目】

以下の契約担当者宛に、電子メールで参加表明を行ってください。なお、通常システム上で提出する書類については、電子メールに添付して提出してください。

紙媒体で提出する書類については、「リバースオークション入札の注意事項」のとおりに提出してください。

件名：「ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務」の参加表明

送付先：財務部契約課契約第三担当

E-mail: shienshitsu.keiyaku@un.tsukuba.ac.jp

参加資格等を確認後、「参加確定」の通知を電子メールにより送付します。

1.3.2【2回目】

「参加確定」の通知を受領した者は、入札終了日時までに、上記の契約担当者宛に電子メールで入札金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を送信してください。

件名：「ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務」の入札金額

なお、システム障害により、システムを利用したリバースオークションを実施できないため、復旧までの間は電子メールによる1回限りの価格提出方式により実施します。

入札は、入札終了日時までに本学メールサーバで受信したものを有効とし、その受付時刻は本学メールサーバの受信時刻をもって判断します。

予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札をした者を契約交渉権者とし、契約担当者からその旨を電子メールで連絡します。その後、価格交渉を行い、契約金額を決定します。

入札価格が同額であった場合は、本学において、入札執行者の立会いの下、くじにより契約交渉権者を決定します。

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務
(リバースオークション対象案件)
- (2) 履行完了期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム（見積@Dee を指し、以下「システム」という。）上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、以下のシステムにログインし、当該案件（上記 1 (1) の調達件名）を検索の上、当該案件情報からダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

本件本学担当：国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当
(電話番号：029-853-5628)

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

(1) 提出方法

- ① 競争参加資格の確認のための書類及びその他提出書類
システム（<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>）上にて提出
- ② 履行できることを証明する書類
紙媒体にて上記 2 の本件本学担当に提出

(2) 提出期限 令和 8 年 1 1 月 1 0 日 1 7 時 0 0 分

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

5 入札方法

入札は、仕様書に定める予定数量 3 9 0 検体に 1 検体当たりの見積単価を乗じて得た総価をもって行うこと。なお、落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札すること。

ただし、契約は 1 検体当たりの単価契約とし、支払額は実際の納入数量に契約単価を乗

じて算定する。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和8年10月29日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加に当たっては、システムの登録手続きが必要なため、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

P&D プロキュアメントサービス株式会社：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

※システムの登録手続きは、必要な書類を P&D プロキュアメントサービス

株式会社で受理後、数日を要するため注意すること。登録料は無料。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。さらに、システム上において案件毎に競争参加の意思表示をする必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回入力する（1 回目は、「競争参加の意思表示及び必要書類を提出」し、2 回目は、「入札金額の入力」）必要がある。手順は、以下のとおりとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。本競争に参加を希望する者は、後記「7.」に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

③ その他提出書類

を、後記「7.」に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を示さなければならない。なお、本競争は技術審査を行うため、上記①及び③の書類をシステム上で提出することに加えて、

② 履行できることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合、競争に参加することができる。その際は、システム上にて「参加確定」を通知するので、競争参加を希望する者は、「参加確定」通知を受理した場合のみ、2 回目の「入札金額の入力」を行うことができる。

※注意事項

・システム上で、上記の書類を提出するためには、「参加申込」をチェックし、ファイルを添付の上、「申請」ボタンを押下して提出しなければならない。

・「参加確定」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には 1 週間から 2 週間程度要する場合がある。

1.3.2 【2回目】

「入札金額の入力」は、1.3.1 の書類提出後、合格（「参加確定」通知を受理した者）した者のみを対象に、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

・「入札金額の入力」は、「入札提出画面」の「入札総額」欄に金額を入力し、「入札内容

確認」ボタンを押下し、「入札内容確認画面」で内容を確認した上で「OK」ボタンを押下し、入札金額を確定すること。システム上にて入力確定された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の提出は、不要とする。

- ・「入札提出画面」の「入札総額」欄には、既に入札がある場合は「入札第1位」の金額が表示され、自社が第1位の入札者の場合は王冠が表示される。「入札第1位」の欄に、王冠が表示されていない場合は、自社が1位ではないので注意すること。

2. 入札開始日時：本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時：令和8年12月11日 11時00分（自動延長なし）

4. 入札は、仕様書に定める予定数量390検体に1検体当たりの見積単価を乗じて得た総価をもって行うこと。なお、落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の110分の100に相当する金額を入札すること。

また、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、契約の交渉権者とする。

ただし、契約は1検体当たりの単価契約とし、支払額は実際の納入数量に契約単価を乗じて算定する。

5. いったんシステム上で確定された入札金額は、取消しをすることができないが、入札締切日時前であれば何度でも安価な金額に更新することができる。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類…システム上にて提出

- ・令和8年度の資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

②履行できることを証明する書類…紙媒体にて提出

- ・技術審査申請書（様式1）……………1部
- ・技術仕様書……………3部
- ・セキュリティ体制図……………3部
- ・過去3年以内に国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人その他これらに準ずる機関において、1件以上の本業務と同様の解析業務を請け負った経験を有することの分かる書類……………3部

※契約日、業務内容等の分かる契約書等の書類を提出すること。

- ・プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証

- の写し…………… 3部
- ・富士レビオ株式会社製の全自動化学発光酵素免疫測定装置を本業務に使用できることを証明する書類…………… 3部
- ・再委託承諾申請書（様式2）…………… 1部
- ※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。
- 再委託に関する取扱い
- URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

③その他提出書類…システム上にて提出

- ・参考見積書（詳細内容が分かるもの）
- ・定価（価格）証明書

※注意事項

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和8年11月10日（火）17時00分

■提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当

電話番号：029-853-5628

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

様式1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

印

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務

2 添付書類

- ・ 令和8年度の資格審査結果通知書
(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し…………… 1部
- ・ 技術仕様書…………… 3部
- ・ セキュリティ体制図…………… 3部
- ・ 過去3年以内に国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人その他これらに
準ずる機関において、1件以上の本業務と同様の解析業務を請け負った経験を有す
ることの分かる書類…………… 3部
※契約日、業務内容等の分かる契約書等の書類を提出すること。
- ・ プライバシーマーク又は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証
の写し…………… 3部
- ・ 富士レビオ株式会社製の全自動化学発光酵素免疫測定装置を本業務に使用できること
を証明する書類…………… 3部
- ・ 再委託承諾申請書(様式2) ※該当する場合…………… 1部
- ・ 参考見積書(詳細内容が分かるもの) …………… 1部
- ・ 定価(価格)証明書…………… 1部

以上

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

様式2

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

印

「ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承諾くださるようお願いいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
○○○○○円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。（※注）合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態が生じる場合があることから、不誠実な行為とみなし、同様に取引停止措置を講じることがあります。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社の提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕 様 書

1. 件 名 ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務
2. 業務内容 別紙のとおり
3. 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日
4. 予定数量 390 検体（うち最低保証数量 375 検体）
5. 納入場所 国立大学法人筑波大学 医学系学系棟 272 室
6. 納 品 請負者は、毎月の業務完了時に作業報告書及び解析データを記憶媒体に格納の上提出し、発注者が指定する者による納品確認をもって納品が完了したものとする。
7. 支 払 い 請負代金は毎月の解析業務完了ごとに、当月に解析を完了した実績検体数に契約単価を乗じて得た額を支払うものとし、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。
8. そ の 他
 - (1) 請負者は、過去 3 年以内に国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人その他これらに準ずる機関において、1 件以上の本業務と同様の解析業務を請け負った経験を有すること。
 - (2) 請負者は、プライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
 - (3) 検体輸送の安全性、納期の短縮、解析データの漏えい防止のため、及び解析における疑義が生じた場合に迅速かつ円滑に発注者と協議するために、本仕様書における全ての作業は国内で行うこと。
 - (4) ヒト検体のため、請負者負担において学内での受け渡しが可能であること。なお、受け渡し期間は契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日までとする。
 - (5) 請負者は、発注者から求めがあった場合には、解析方法及び解析結果について説明を行うこと。
 - (6) 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

(7) その他詳細については、本学教職員と協議の上決定するものとする。

(別紙)

1. 目的

つくばハピネスライフ研究において健診受診の同意を得た研究対象者、及び筑波大学附属病院精神神経科の研究で同意を得た健常者、軽度認知障害者、認知症患者等の血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白質の測定。

2. 業務概要

つくばデジタルバイオ国際拠点（共創の場）拠点ビジョンのうち、高齢者の well-being の実現のために、本拠点で立ち上げた、つくばハピネスライフ研究において健診受診の同意を得た研究対象者の血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白質を測定し、デジタルデータを付加する。また、疾患コホートとの比較研究を行うために、精神神経科の研究で同意を得た健常者、軽度認知障害者、認知症患者等の血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白質の測定を行う。

3. 業務内容

① 請負者は、富士レビオ株式会社製の化学発光酵素免疫測定法試薬リン酸化タウ 217（血漿）測定試薬（IC）、標準リン酸化タウ 217（血漿）溶液、LP コントロール・リン酸化タウ 217（血漿）及び富士レビオ株式会社製の全自動化学発光酵素免疫測定装置を使用すること。

② 本学から提供する血漿 300μL 中の 217 位リン酸化タウ蛋白質を富士レビオの試薬添付文書に従って操作すること。

1. リン酸化タウ 217（血漿）測定試薬（IC）

2. 標準リン酸化タウ 217（血漿）溶液

3. LP コントロール・リン酸化タウ 217（血漿）

なお、上記 1～3 の富士レビオ試薬添付文書が必要な場合には、下記に問い合わせをすること。

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当

TEL：029-853-5628

e-Mail：shienshitsu.keiyaku@un.tsukuba.ac.jp

③ 毎月の業務完了時に作業報告書及び解析データをパスワード保護した Excel ファイルとして CD-R に格納し、発注者へ送付すること。請負者は、パスワードを媒体送付時に発注者の指定する者へ口頭で伝達すること。

請 負 契 約 書 (案)

件 名 ヒト血漿中 217 位リン酸化タウ蛋白解析業務
請負単価 金 円/1 検体

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円/1 検体（消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、請負単価に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 古田 和之（以下「甲」という。）と 請負者 （以下「乙」という。）との間において上記の件名（以下「業務」という。）について、上記の請負単価で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第 2 条 成果物は、国立大学法人筑波大学医学系学系棟 272 室に納品するものとする。

第 3 条 履行期限は、令和 9 年 3 月 26 日とする。

第 4 条 乙は、毎月の業務完了後、成果物（作業報告書及び解析データ）を甲に提出するものとする。甲は、成果物の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

第 5 条 請負代金は、1 か月毎に支払うものとし、乙は、当月に解析を完了し、検査に合格した実施検体数に請負単価を乗じて得た金額を甲に請求するものとする。甲は、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

第 6 条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第 7 条 本契約の最低保証数量は 375 検体とする。

2 履行期限までに甲が乙に解析を依頼した検体数が最低保証数量に満たなかった場合は、甲は、その不足数量に請負単価を乗じて得た額を請負代金として乙に支払うものとする。

3 前項の不足数量に係る請負代金は、履行期限後に乙の請求に基づき精算するものとする。

第 8 条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 9 条 契約保証金は免除する。

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(2) 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、第 12 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当した場合には、甲の請求に基づき、仕様書に示した予定数量から完了済みの数量を差し引いた数量に請負単価を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第 11 条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し 1 か月前までに文書をもって通知するものとする。

第 12 条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第 13 条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しな

ければならない。

第14条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第16条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

乙